香川労働局発表
平成 31 年 4 月 9 日（火）

香川労働局職業安定部職業対策課
課　　長　酒井　浩三
課　長　補　佐　由佐満美子
地方障害者雇用担当官　窪田　友厚
（電話）087-811-8923

平成 30 年 6 月 1 日現在の障害者雇用状況について
～民間企業の雇用障害者数は前年より 3.4%増加～

香川労働局では、このほど、県内の民間企業における平成 30 年の障害者雇用状況を集計し、その結果を取りまとめました。

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）では、事業主に対し常時雇用する従業員の一定割合（民間企業の場合は 2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき毎年 6 月 1 日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主に報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は平成 30 年 4 月 1 日に改定されています（民間企業の場合は 2.0%⇒2.2%）。

【集計結果の主なポイント】

【民間企業】（法定雇用率 2.2%）
- 雇用障害者数は 3,062.5 人、対前年比 3.4%（101 人）増加
- 実雇用率は 1.95%、対前年比 0.01 ポイント低下
  （全国平均実雇用率は 2.05%、対前年比 0.08 ポイント上昇）
- 法定雇用率達成企業の割合は 53.4%、対前年比 4.3 ポイント低下
  （全国の達成企業の割合は 45.9%、対前年比 4.1 ポイント低下）
- 対象企業（45.5 人以上規模）数　864 社、達成企業数　461 社

【概要】

1　民間企業における雇用状況

（1）雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

・　雇用されている障害者の数は3,062.5人で、前年より3.4%（101人）増加し、昭和51年に身体障害者雇用促進法による身体障害者の雇用の義務付け以降、過去最高となった。

このうち、身体障害者は2,140.5人(対前年比3.1%増)、知的障害者は641.5人(対前年比1.5%減)、精神障害者は280.5人(対前年比19.9%増)と知的障害者以外は前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。

・　実雇用率は、1.95%（前年は1.96%）であった。

・　法定雇用率達成企業の割合は53.4%で、前年の57.7%より4.3ポイント低下した。

（全国の民間企業における雇用障害者数は534,769.5人、実雇用率は2.05%、法定雇用率達成企業の割合は45.9%）

（5P 総括表・10P 詳細表（1）①）

（2）企業規模別の状況

企業規模	実雇用率(%)	
	平成30年度	平成29年度
45.5人（平成30年）～100人　未満 50人（平成29年）	1.80	2.07
100人　～　300人　未満	1.92	1.91
300人　～　500人　未満	1.96	1.99
500人　～　1,000人　未満	2.04	1.79
1,000人　～	2.06	2.00
計	1.95	1.96

【全体の実雇用率(1.95%)との比較】

企業規模300人～500人未満、500人～1,000人未満、1,000人以上で上回り、45.5人～100人未満、100人～300人未満で下回った。

（11P 詳細表（2）①）

（３）産業別の状況

産業	実雇用率(%)	
	平成30年度	平成29年度
農、林、漁業	1.46	1.50
建設業	2.10	1.80
製造業	1.94	2.14
電気・ガス・熱供給・水道業	2.11	2.02
情報通信業	1.71	1.08
運輸業、郵便業	1.71	1.67
卸売業、小売業	1.88	1.89
金融業、保険業	1.67	1.63
不動産業、物品賃貸業	2.00	2.04
学術研究、専門・技術サービス業	1.59	1.67
宿泊業、飲食サービス業	1.61	1.53
生活関連サービス業、娯楽業	1.28	1.27
教育・学習支援業	1.26	1.26
医療・福祉	2.49	2.30
複合サービス事業	2.00	1.86
サービス業	1.94	2.06
計	1.95	1.96

【全体の実雇用率(1.95%)との比較】

(上回った産業)

・「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「医療・福祉」、「複合サービス事業」

(下回った産業)

・「農、林、漁業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育・学習支援業」、「サービス業」

(12P 詳細表 (3) ①)

平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況（目次）

[総括表]

1　民間企業における雇用状況 …… 5
2　民間企業における障害者の雇用状況 …… 6～7
3　法定雇用率とは …… 8
4　障害者雇用率達成指導の流れ …… 9

[詳細表]

民間企業における雇用状況

（1）概況 …… 10
（2）企業規模別の雇用状況（香川） …… 11
（3）産業別の雇用状況（香川） …… 12

平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況（総括表）

香川労働局

民間企業における雇用状況（法定雇用率2.2%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤達成割合
民間企業	156,714.0 人 （ 151,140.5 人）	3,062.5 人 （ 2,961.5 人）	1.95 % （ 1.96 %）	461 / 864 （ 459 / 795 ）	53.4 % （ 57.7 %）

注 1　表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2　表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、１人を２人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、１人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、１人とカウントしている。
①平成27年6月2日以降に雇入れられた者であること
②平成27年6月2日より前に雇入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

3　（　）内は、平成２９年６月１日現在（法定雇用率2.0%）の数値である。
なお、精神障害者は平成１８年４月１日から実雇用率に算定されることとなった。

民間企業における障害者の雇用状況

香川労働局職業対策課

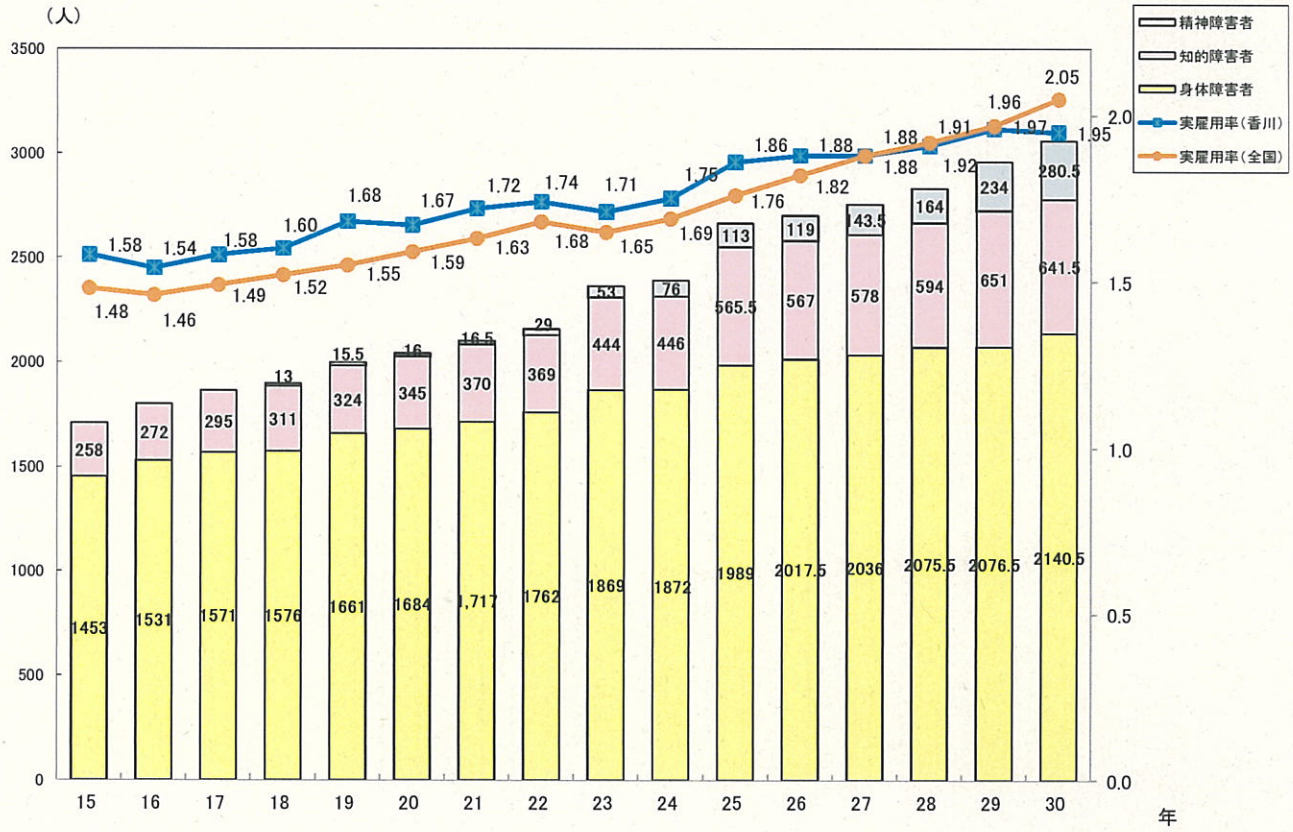

(注)　平成25年4月1日雇用率改正(1.8%→2.0%)に伴い、対象企業の算定基礎労働者数が(56.0人→50.0人)となる。
(注)　平成30年4月1日雇用率改正(2.0%→2.2%)に伴い、対象企業の算定基礎労働者数が(50.0人→45.5人)となる。
(注)　障害者とは、次に掲げる者の合計数である。

・昭和62年　身体障害者　(重度身体障害者はダブルカウント)

・昭和63年　～　平成４年　身体障害者　(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者

・平成５年　～　平成17年　身体障害者　(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者　(重度知的障害者はダブルカウント)、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

・平成18年　～　平成22年　身体障害者　(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者　(重度知的障害者はダブルカウント)、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
精神障害者である短時間労働者は0.5カウント

・平成23年　～　平成29年　身体障害者　(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者　(重度知的障害者はダブルカウント)、
重度身体障害又は重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
身体障害者又は知的障害者である短時間労働者は0.5カウント
精神障害者である短時間労働者は0.5カウント

・平成30年～　身体障害者　(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者　(重度知的障害者はダブルカウント)、
重度身体障害又は重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
身体障害者又は知的障害者である短時間労働者は0.5カウント
精神障害者である短時間労働者は0.5カウント
ただし、平成27年6月2日以降に雇入れられた者又は平成27年6月2日より前に雇入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は1人を1カウント

(注)　平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、平成23年以降とその前年までの数値を単純に比較することは適当ではない。

（資料）

（各年６月１日現在）

区分	企業数	雇用状況							達成企業の割合（%）		達成企業数
		算定基礎労働者数	障害者数				実雇用率（%）				
				身体障害者	知的障害者	精神障害者		全国		全国	
15年	538	108,526	1,711	1,453.0	258.0	-	1.58%	1.48%	57.8%	42.5%	311
16年	583	117,128	1,803	1,531.0	272.0	-	1.54%	1.46%	54.2%	41.7%	316
17年	589	118,163	1,866	1,571.0	295.0	-	1.58%	1.49%	54.8%	42.1%	323
18年	600	118,794	1,900.0	1,576.0	311.0	13.0	1.60%	1.52%	56.3%	43.4%	338
19年	606	119,037	2,000.5	1,661.0	324.0	15.5	1.68%	1.55%	58.1%	43.8%	352
20年	619	122,727	2,045.0	1,684.0	345.0	16.0	1.67%	1.59%	58.3%	44.9%	361
21年	621	121,978	2,103.5	1,717.0	370.0	16.5	1.72%	1.63%	59.4%	45.5%	369
22年	619	124,036	2,160.0	1,762.0	369.0	29.0	1.74%	1.68%	59.1%	47.0%	366
23年	664	137,994	2,366.0	1,869.0	444.0	53.0	1.71%	1.65%	60.1%	45.3%	399
24年	662	136,870.5	2,394.0	1,872.0	446.0	76.0	1.75%	1.69%	60.0%	46.8%	397
25年	759	143,732.0	2,667.5	1,989.0	565.5	113.0	1.86%	1.76%	59.2%	42.7%	449
26年	768	143,912.5	2,703.5	2,017.5	567.0	119.0	1.88%	1.82%	56.5%	44.7%	434
27年	779	146,501.0	2,757.5	2,036.0	578.0	143.5	1.88%	1.88%	55.7%	47.2%	434
28年	780	148,499.0	2,833.5	2,075.5	594.0	164.0	1.91%	1.92%	57.8%	48.8%	451
29年	795	151,140.5	2,961.5	2,076.5	651.0	234.0	1.96%	1.97%	57.7%	50.0%	459
30年	864	156,714.0	3,062.5	2,140.5	641.5	280.5	1.95%	2.05%	53.4%	45.9%	461

（注）障害者数とは、次に掲げる者の合計数である。
～昭和62年　身体障害者数（重度身体障害者はダブルカウント）
昭和63年～平成 4年　身体障害者数（重度身体障害者数はダブルカウント）及び知的障害者
平成 5年～平成17年　重度障害者である短時間身体障害者または短時間知的障害者は１人とみなし算定する
平成18年～　精神障害者（短時間精神障害者は0.5カウント）
平成23年～　身体障害者又は知的障害者である短時間労働者は0.5カウント
平成30年～　精神障害者である短時間労働者のうち平成27年6月2日以降に雇入れられた者又は平成27年6月2日より前に雇入れられた者で同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は１人を１カウント

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年３月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業
- 一般の民間企業（45.5人[50人]以上規模の企業） ---------- ２．２％[２．０％]
- 特殊法人等 ---------- ２．５％[２．３％]
  - 労働者数40人[43.5人]以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等

○ 国、地方公共団体（40人[43.5人]以上規模の機関） ---------- ２．５％[２．３％]

○ 都道府県等の教育委員会（42人[45.5人]以上規模の機関） ---------- ２．４％[２．２％]

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって１人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。
※[ ]内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その１人の雇用をもって、２人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（１週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、１人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。
①平成27年６月２日以降に雇入れられた者であること
②平成27年６月２日より前に雇入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

障害者雇用状況報告
（毎年6月1日の状況）

（障害者雇用促進法　第43条第7項）

↓

障害者雇入れ計画作成命令
（2年計画）

翌年１月を始期とする２年間の計画(※)を作成するよう、公共職業安定所長が命令を発出　（同法第46条第1項）

↓

障害者雇入れ計画の適正実施勧告

計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な実施を勧告（計画1年目12月）
（同法第46条第6項）

↓

特　別　指　導

雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施
（計画期間終了後に9か月間）

↓

企　業　名　の　公　表

（同法第47条）

不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

○ 平成２９年度の実績

＊「障害者雇入れ計画作成命令」の発出	０社
＊　障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」	１社
＊「特別指導」の実施	０社

○ 障害者雇入れ計画を実施中の企業　８社（２９年度）

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

＜詳細表＞

民間企業における雇用状況

(1) 概況

① 概況

（平成30年6月1日現在）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
一般の民間企業	864	156,714.0	629	137	1,514	307	3,062.5	276.0	1.95	461	53.4
[2.2%]香川	(795)	(151,140.5)	(625)	(106)	(1,450)	(311)	(2,961.5)	(318.5)	(1.96)	(459)	(57.7)
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
一般の民間企業	100,586	26,104,834.5	117,892	16,026	262,305	41,309	534,769.5	60,491.5	2.05	46,217	45.9
[2.2%]全国	(91,024)	(25,204,720.0)	(112,860)	(14,842)	(231,187)	(48,092)	(495,795.0)	(50,940.0)	(1.97)	(45,553)	(50.0)

注1　②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2　③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下注4に該当する者については、1人分とカウントしている。

3　A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4　C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
①平成27年6月2日以降に雇入れられた者であること。
②平成27年6月2日より前に雇入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5　D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

6　F欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。

7　( )内は平成29年6月1日現在（法定雇用率2.0%）の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2)　企業規模別の雇用状況　（香川）

① 概況

（平成３０年６月１日現在）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数 A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E.　計 A×２＋B＋C＋D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
規模計	864	156,714.0	629	137	1,514	307	3,062.5	276.0	1.95	461	53.4
	(795)	(151,140.5)	(625)	(106)	(1,450)	(311)	(2,961.5)	(318.5)	(1.96)	(459)	(57.7)
人	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
45.5～100人未満（※）	461	30,313.5	118	29	260	43	546.5	45.0	1.80	242	52.5
	(396)	(27,112.0)	(124)	(21)	(267)	(48)	(560.0)	(92.0)	(2.07)	(213)	(53.8)
100～300人未満	309	46,662.0	164	44	486	73	894.5	82.5	1.92	175	56.6
	(305)	(46,317.0)	(175)	(34)	(463)	(73)	(883.5)	(94.0)	(1.91)	(192)	(63.0)
300～500人未満	47	16,658.0	62	11	181	22	327.0	29.0	1.96	22	46.8
	(48)	(16,846.5)	(72)	(8)	(171)	(24)	(335.0)	(28.0)	(1.99)	(30)	(62.5)
500～1,000人未満	26	15,741.5	74	13	148	23	320.5	32.0	2.04	15	57.7
	(26)	(16,141.5)	(69)	(10)	(129)	(24)	(289.0)	(9.5)	(1.79)	(13)	(50.0)
1,000人以上	21	47,339.0	211	40	439	146	974.0	87.5	2.06	7	33.3
	(20)	(44,723.5)	(185)	(33)	(420)	(142)	(894.0)	(95.0)	(2.00)	(11)	(55.0)

（　）内は平成29年6月1日現在（法定雇用率2.0％）の数値である。

（※）内は平成29年6月1日現在報告義務対象である50人以上100人未満の数値である。

(3) 産業別の雇用状況（香川）

① 概況

（平成３０年６月１日現在）

	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
産業計	864	156,714.0	629	137	1,514	307	3,062.5	276.0	1.95	461	53.4
	(795)	(151,140.5)	(625)	(106)	(1,450)	(311)	(2,961.5)	(318.5)	(1.96)	(459)	(57.7)
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
農、林、漁業	4	651.0	1	0	7	1	9.5	1.0	1.46	2	50.0
	(4)	(567.5)	(2)	(0)	(4)	(1)	(8.5)	(1.0)	(1.50)	(3)	(75.0)
鉱業	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.00	0	0.0
	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0.00)	(0)	(0.0)
建設業	38	6,142.5	37	0	55	0	129.0	10.0	2.10	20	52.6
	(34)	(5,894.0)	(29)	(0)	(48)	(0)	(106.0)	(2.0)	(1.80)	(16)	(47.1)
製造業	263	41,381.0	174	33	406	32	803.0	42.5	1.94	154	58.6
	(256)	(40,791.5)	(197)	(23)	(435)	(39)	(871.5)	(93.0)	(2.14)	(162)	(63.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	5	6,105.5	35	0	59	0	129.0	9.0	2.11	3	60.0
	(4)	(6,125.5)	(32)	(0)	(60)	(0)	(124.0)	(0.0)	(2.02)	(3)	(75.0)
情報通信業	16	2,216.5	14	0	10	0	38.0	4.0	1.71	6	37.5
	(16)	(2,139.0)	(7)	(0)	(9)	(0)	(23.0)	(2.0)	(1.08)	(4)	(25.0)
運輸業,郵便業	61	11,169.0	36	6	110	5	190.5	15.0	1.71	24	39.3
	(51)	(10,661.0)	(34)	(3)	(105)	(5)	(178.5)	(25.0)	(1.67)	(26)	(51.0)
卸売業,小売業	133	29,937.5	82	50	273	151	562.5	76.5	1.88	51	38.3
	(115)	(29,290.5)	(92)	(44)	(252)	(149)	(554.5)	(65.0)	(1.89)	(59)	(51.3)
金融業,保険業	14	6,154.5	29	2	41	4	103.0	3.0	1.67	3	21.4
	(13)	(6,189.0)	(29)	(0)	(41)	(4)	(101.0)	(2.0)	(1.63)	(3)	(23.1)
不動産業,物品賃貸業	11	8,179.5	33	6	85	13	163.5	18.5	2.00	4	36.4
	(11)	(7,098.5)	(28)	(4)	(79)	(11)	(144.5)	(29.5)	(2.04)	(6)	(54.5)
学術研究,専門・技術サービス業	23	4,910.0	18	0	41	2	78.0	5.0	1.59	6	26.1
	(22)	(4,751.0)	(20)	(0)	(38)	(3)	(79.5)	(9.0)	(1.67)	(11)	(50.0)
宿泊業,飲食サービス業	22	2,273.0	5	6	16	9	36.5	3.5	1.61	14	63.6
	(17)	(2,023.5)	(4)	(5)	(15)	(6)	(31.0)	(2.5)	(1.53)	(8)	(47.1)
生活関連サービス業,娯楽業	22	2,970.0	7	3	17	8	38.0	1.0	1.28	8	36.4
	(22)	(2,913.0)	(7)	(2)	(17)	(8)	(37.0)	(0.0)	(1.27)	(9)	(40.9)
教育,学習支援業	15	1,585.0	3	2	11	2	20.0	2.0	1.26	5	33.3
	(16)	(1,626.5)	(3)	(1)	(13)	(1)	(20.5)	(1.0)	(1.26)	(7)	(43.8)
医療,福祉	175	21,760.5	102	21	283	66	541.0	64.5	2.49	128	73.1
	(164)	(20,939.5)	(95)	(19)	(235)	(74)	(481.0)	(68.5)	(2.30)	(115)	(70.1)
複合サービス事業	2	3,529.0	21	0	28	1	70.5	4.0	2.00	0	0.0
	(3)	(3,756.0)	(20)	(1)	(28)	(2)	(70.0)	(7.0)	(1.86)	(1)	(33.3)
サービス業	60	7,749.5	32	8	72	13	150.5	16.5	1.94	33	55.0
	(47)	(6,374.5)	(26)	(4)	(71)	(8)	(131.0)	(11.0)	(2.06)	(26)	(55.3)

（　）内は平成29年6月1日現在（法廷雇用率2.0%）の数値である。